

令和4年度 愛媛県認知症対応型サービス事業開設者研修 募集要項

- 1 目的 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者となる者が、これらの事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者のケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの知識を身につけることをねらいとする。
- 2 実施主体 愛媛県（所管：長寿介護課）
- 3 事業委託先 公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部
- 4 研修対象者 愛媛県内の指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（開設予定者及び代表者の変更による就任予定者を含む）

5 日程 及び カリキュラム（都合により変更することがあります。）

(1) 日程

令和4年8月27日(土)、8月29日(月)～9月30日(金)

(2) カリキュラム

日 程	時間	カ リ キ ュ ラ ム
8月27日(土)	9:15 ～ 17:20	開講式、オリエンテーション
		地域密着型サービス基準について
		地域密着型サービスの取組みと質向上をめざして
		認知症の人の基本的理解
		認知症ケアのあり方
		家族の理解・認知症の人との関係の理解
8月29日(月) ～ 9月30日(金)		左記期間中に、1日間の現場体験の後、現場体験の内容・感想を含めたレポートを10月7日(金)までに提出していただきます。 ※現場体験は、受講者が所属する施設・事業所の中から、県が指定した他施設で体験していただきます。御協力をお願いします。 ※レポートの内容によっては、再提出をお願いすることがありますので、提出期限よりも早めの提出をお願いします。

注) 現場体験施設・事業所については、8月27日(土)にお知らせします。

6 研修会場

講義等…アイテムえひめ(松山市大可賀2丁目1番28号)

現場体験…受講者の施設の中から、県が指定した他施設で体験

7 費用(見込)20,000円

交通費、宿泊費等は自己負担です。宿泊等が必要な場合は各自で手配してください。

- 8 申込手続 所属長名でお申し込みください。
- ・提出期限 令和4年7月29日(金) 必着
  - ・提出先 各市町介護保険担当課 (地域密着型サービス指定担当)
  - ・注意事項 封筒表面に赤字で「認知症対応型サービス事業開設者研修申込書在中」と記載してください。郵送又は持参でのみ受け付けます。  
**※県長寿介護課では受け付けしませんので御注意ください。**
- 9 提出書類  
令和4年度愛媛県認知症対応型サービス事業開設者研修 受講申込書  
※必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- 10 受講者の決定  
受講希望者が多数の場合は、受講できない場合がありますので、予め御了承ください。  
(受講定員：30名程度)  
また、受講決定者については、決定後、その旨御連絡します。
- 11 修了の時期  
現場体験の後、別途指定する期限内にレポートを提出していただきます。修了日は、このレポート審査後となりますので御注意ください。
- 12 新型コロナウイルス感染拡大予防対策について  
研修当日は換気を行うなど、集団感染予防対策を実施しますが、受講される方も感染拡大防止のため、下記について遵守の上、受講してください。  
なお、今後、感染拡大状況に応じて、方向性が変更となる場合があります。  
(1)受講の際は、各自で用意したマスクを必ず着用してください。  
(2)受講当日、発熱や風症状等、体調不良のある方は参加できません。  
(3)帰国後、国の定める待機期間を経過していない方は参加できません。  
(4)帰国後2週間を経過していない方および、感染拡大地域から来県・帰県し、2週間を経過していない方は、特にご自身の体調に注意してください。
- 13 その他  
具体的な受講案内については、受講者決定後、公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部から連絡があります。  
公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部の指示に従わない場合は、受講決定を取り消す場合があります。
- 14 留意事項  
(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、届出している代表者（開設者）です。（基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当します。）  
(2) 受講態度の良くない方は、退室していただく場合又は修了を認めない場合があります。  
(3) 受講決定後、万一、参加できなくなった場合等は、早急に連絡してください。  
(4) 申込書類に記載された個人情報は、受講者の決定、受講者名簿及び修了証書の作成など、研修事業の円滑な運営のために使用します。受講申込みにあたっては、個人情報の利用について必ず受講希望者本人の同意を得てください。  
※受講者氏名及び所属に関する情報を記載した受講者名簿を研修時に配付します。  
(5) 研修に関するお問い合わせは、愛媛県 長寿介護課 介護事業者係（電話089-912-2432）まで御連絡ください。